

財務省告示第二百七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百四

十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項、平成十

八年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十八年法律第十一号）

第二条第一項及び財政融資資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

五

方募

行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
入	札	格	第	参	債	発	競	札	格	入	決
発	格	第	加	場	市	行	争	発	競	行	定
発	競	競					入	行	争		の

し、価格競争入札において募入
 の決定を受けた各申込みの募入
 価格を募入額により加重平均し
 て得られる価格をその発行価格
 とするものによる発行（以下「非
 競争入札」という。）の価格
 競争入札と同時に行われる入札
 であつて、財務大臣が各債市札
 場特別参加者ごとに発行限度額
 を定めるものによる発行（以下
 「国債市場特別参加者・第
 一非価格競争入札」という。）
 及び価格競争入札の決定を
 した後に行われる入札であつ
 て、財務大臣が各債市場特別
 参加者ごとに発行限度額を定め
 るものによる発行（以下「国債
 市場特別参加者・第一非価格
 競争入札」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。応募額を案分により
 各債市場特別参加者ごとの
 各債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額
平成十八年六月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	償還期限
			につき	平成二十年六月十五日
			百円	